

新旧対照表

● 振込規定	
改定前	改定後
2.(振込の依頼) (1) ②振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。	2.(振込の依頼) (1) ②振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。 <u>なお、預金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。</u>
4.(振込通知の発信) (1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	4.(振込通知の発信) (1) <u>振込依頼書による依頼に基づき</u> 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
5.(証券類による振込) (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合にも、原則として小切手その他証券類による振込資金等の受入れはしません。ただし、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。	5.(証券類による振込) (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。
7.(依頼内容の変更) ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	7.(依頼内容の変更) ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の <u>変更</u> 依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認 <u>書類</u> または保証人を求めることがあります。 ② 当行は、 <u>変更</u> 依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
8.(組戻し) (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類資料または保証人を求めることがあります。 ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類資料または保証人を求めることがあります。	8.(組戻し) (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認 <u>書類</u> または保証人を求めることがあります。 ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認 <u>書類</u> または保証人を求めることがあります。
10.(手数料) (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。 (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。 (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。 (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。	10.(手数料) (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。 (2) <u>変更の受付にあたっては、当行所定の変更手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。</u> (3) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、 <u>第1項</u> の振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却しません。</u> (4) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。 <u>この場合、組戻手数料は返却しません。</u> (5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。
13.(預金規定等の適用) 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。	13.(預金規定等の適用) <u>(1) 振込資金等を当行に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。</u> <u>(2) 振込資金等を提携先に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、提携先の定めにより取扱います。</u>